

学校における携帯電話の取り扱い等に係る基本方針（案）

鹿屋市立田崎小学校

田崎小学校では、鹿屋市教育委員会の「学校における携帯電話の取扱い等に係る基本方針」を受け、下記のとおり基本方針を定めます。

1 学校における携帯電話の取扱いについて

- (1) 学校への児童の携帯電話の持込みについては、学校における教育活動に直接必要のない物であることから原則禁止とする。
- (2) 次のような場合は、例外的に持込みを認めることができる。
登下校時の児童の安全確保や遠距離通学などのため、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合等について、校長がやむを得ない事情があると判断した場合。
- (3) 例外的に持込みを認めた場合は、学校の教育活動に支障がないよう次の事項に配慮する。
 - ア 保護者から校長に対し、児童による携帯電話（フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込み許可の申請をすること。
 - イ 校内での使用を禁止すること。
 - ウ 登校時に学校で一時的に預かり、下校時に返却すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

- (1) 学習指導要領に基づき、情報モラル教育に係る全体計画や年間指導計画を作成し、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層計画的、継続的な取組を行うとともに、職員研修等を通してその充実に努める。
- (2) P T Aや家庭教育学級などの機会をとらえて保護者等への啓発活動に努める。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

- (1) インターネット上の掲示板などへの個人を特定した誹謗中傷の書き込み、SNS等の使用による仲間はずれ等により、精神的な苦痛や不安を与えるものである「ネット上のいじめ」が増加している状況を踏まえて、アンケート調査等の項目に追加するなど、その実態把握を徹底する。
- (2) 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」等を踏まえ、「ネット上のいじめ」に対応した生徒指導体制の見直しや改善を図るとともに、定期的なネットパトロールの実施や「ネット上のいじめ」防止に関わるマニュアル等の作成・見直しを通して、問題の未然防止や早期解決の取組の更なる徹底を進める。

4 家庭や地域の取組について

- (1) 「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。保護者には、児童に携帯電話等を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任がある。保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要である。そのため、保護者は、次のことを遵守するよう努める。
 - ア 携帯電話を児童に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断すること。
 - イ 児童に携帯電話を持たせる場合には、フィルタリングの設定を行い、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握すること。
 - ウ 学校、家庭、地域が連携し、身近な大人が児童を見守る体制づくりを行うこと。
 - エ インターネットカフェ等への児童の立ち入りを制限すること。
 - オ 鹿屋市P T A連絡協議会の携帯電話等の利用に関する基本方針に基づいた各家庭での取組を行うこと。
- (2) 保護者を始めとする関係者に対して、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性やルールづくり、フィルタリングの利用などの対応策についての啓発活動を積極的に行う。

この基本方針は、令和3年 月 日から適用する。